

平成20年度 国立特別支援教育総合研究所セミナーⅠ 要項

テーマ

**「小学校及び中学校における特別支援教育の展開」
—学習指導要領改訂にあわせて—**

期 日 平成21年1月21日（水）～1月22日（木）

会 場 国立オリンピック記念青少年総合センター

National Institute of Special Needs Education

独立行政法人

主 催 国立特別支援教育総合研究所

会場案内図

21日（水）カルチャー棟

○大ホール 開会式・行政説明・基調講演・シンポジウム

22日（木）カルチャー棟

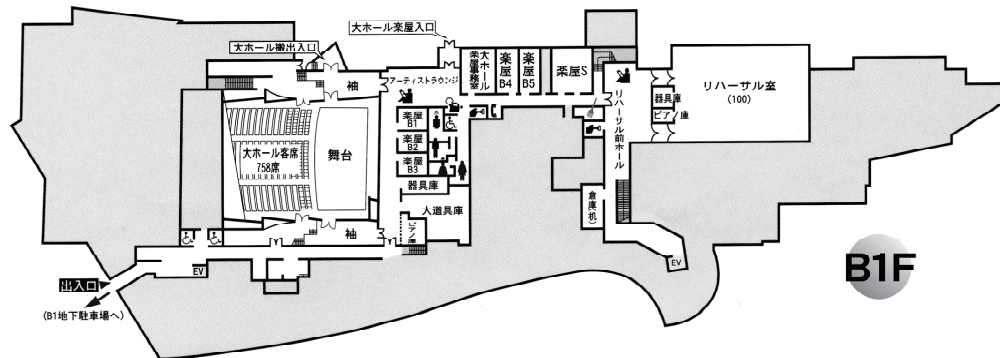
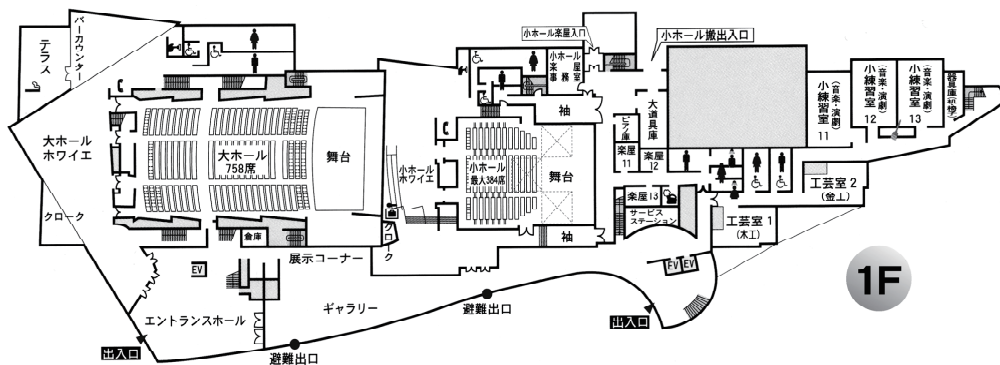
○大ホール 全体会事例紹介・第1分科会

○小ホール 第3分科会

○展示コーナー ポスター展示

別棟 ○センター棟 102室 第2分科会

カルチャー棟



はじめに

国立特別支援教育総合研究所では、障害のある子どもの教育の一層の発展・充実を目指して、年2回のセミナーを開催しております。セミナーⅠでは、特別支援教育事情や最新研究の普及、あるいは今日的課題や今後進むべき方向を探り、セミナーⅡでは、本研究所が実施している研究等諸活動の内容とその成果を普及していきます。

さて、ご存じの通り、平成20年1月17日に中央教育審議会教育課程部会より、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」が出されました。それを受け、平成20年3月28日には、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領が告示され、第1章総則第4「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」（小学校・中学校学習指導要領）において、障害のある児童生徒等について、特別支援学校等の助言・援助を活用し、指導についての計画を作成し、障害の状態等に応じた指導内容等の一層の工夫を図るべき旨が規定されました。

この新しい学習指導要領については、平成20年度を「集中周知・広報期間」と位置付け、新しい学習指導要領の趣旨をあらゆる場面を活用して、教員など教育関係者はもとより保護者や広く社会に対して説明していくこととなっています。そして、平成21年度から、全面実施の23年度（小学校）、24年度（中学校）までが移行措置期間となり、この期間には、直ちに実施可能な総則や、道徳、総合的な学習の時間、特別活動は先行実施となり、また新課程の内容の一部を前倒しして実施する教科、あるいは学校判断で先行実施していく教科もあります。

このような動きの中で、総則に記載された特別支援教育の内容を、今、確実に通常教育に伝え、特別支援教育を推進していかなければなりません。本研究所の使命に照らしても、今後、この流れに沿って特別支援教育からの発信を積極的にしていくべきであると考えます。本セミナーⅠで取り上げたテーマはまさにこの時代の流れに沿ったものであり、重要な課題であります。このセミナーの内容が広く教育全体に浸透していくことを願っております。

平成21年1月

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

理事長 小田 豊

目 次

はじめに

趣旨及び日程等	-----	1
---------	-------	---

行政説明

小・中学校学習指導要領における特別支援教育 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長 永山 裕二	-----	5
---	-------	---

基調講演

通常の学校における特別支援教育 — 学習指導要領改訂の意図するもの — 国立特別支援教育総合研究所監事・放送大学客員教授 大南 英明	-----	6
---	-------	---

シンポジウム

通常の学校での特別支援教育の展開、それを支えるもの	-----	9
---------------------------	-------	---

学習指導要領の改訂と日吉小学校における特別支援教育の推進 新潟県柏崎市立日吉小学校長 長谷川 清	-----	10
---	-------	----

特別な支援を必要としている児童生徒への支援を実現するために — 特別支援教室（仮称）構想に関する研究を通して — 長野市教育委員会学校教育課指導主事 傳田 伸剛	-----	12
--	-------	----

小・中学校等での特別支援教育の定着を目指すセンター的機能 徳島県立国府養護学校長 阿部 正三	-----	14
---	-------	----

事例紹介 ----- 17

個のニーズに応じた支援・指導を実現するために — 支援の連携ツールとしての「個別の指導計画」 — 大阪府高槻市立五領小学校教諭 春日 伸枝	-----	18
---	-------	----

小学校の校内支援体制と自立活動等への取り組みについて — 学校全体でどのように支援していくのか — 福井県福井市社北小学校教諭 小杉真一郎	-----	20
---	-------	----

特別支援学校のセンター的機能を活用して 京都府宇治市立岡屋小学校教頭 高橋 広行	-----	22
---	-------	----

分科会

第1分科会

通常の学級における「個別の指導計画」の作成と活用 ー 教師間の連携のツールとして ー	-----	25
学校体制として取り組む「個別の指導計画」 ー 指導と評価の一体化を目指して ー 大阪府高槻市立五領小学校長	佐世かず子 -----	26
個別の指導計画を作成・活用することでみえてきたこと ー 学級担任として・コーディネーターとして ー 兵庫県神戸市立井吹東小学校教諭	楠原 薫 -----	28
「障害のある生徒一人ひとりの教育的ニーズ」に応じた教育へ 岡山県岡山市立京山中学校教諭	唐川 和江 -----	30

第2分科会

特別支援学級等の教育課程 ー 自立活動の視点から ー	-----	33
自立活動の視点を取り入れた音楽教育の実践 宮城県仙台市立第二中学校東北大学院分校教諭	宍戸 秀明 -----	34

第3分科会

小・中学校等の特別支援教育を支える 特別支援学校のセンター的機能の活用とそのための取組	-----	37
宇治市教育委員会の取組 京都府宇治市教育委員会教育指導課学校教育指導主事	小松美恵子 -----	38
小・中学校をつなぐ ー 中学校卒業後の進路を視野に入れて ー 京都府立桃山養護学校教諭	今泉 祥子 -----	40
子どもと保護者に届く特別支援教育の推進 ー 特別支援学校のセンター的機能の充実 ー 京都府教育庁指導部特別支援教育課総括指導主事兼副課長	澤田 均 -----	42
「特別支援教育のセンター的機能の取組」調査報告 国立特別支援教育総合研究所	-----	44

趣 旨 及 び 日 程 等

小学校及び中学校における特別支援教育の展開

－ 学習指導要領改訂にあわせて －

趣 旨

平成 20 年 3 月 28 日に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領が告示されました。

今回の改訂では、小・中学校等の通常の学級における障害のある子どもに対する「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成、特別支援学校から小・中学校等への支援、いわゆる「センター的機能」をいかに活用して小・中学校等において特別支援教育を進めていくかが重要となります。さらには、特別支援学級や通級による指導にかかる特別の教育課程の編成に当たっては、特別支援学校学習指導要領に定める事項を取り入れた教育課程を編成できることから、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」の理念や内容についてもおさえておく必要があります。

そこで、今年度のセミナー I では、標記のテーマを掲げ、学習指導要領改訂に至った経緯やその意味するところを話題とした基調講演を設定し、全体を概括していきます。

また、「個別の指導計画」「センター的機能」「自立活動」をキーワードとしたシンポジウムや先行事例の紹介、分科会を行い、参加者との意見交換を含めながら、通常の学校における特別支援教育の推進を考えていきたいと思えます。

国立特別支援教育総合研究所セミナー I 実施ワーキンググループ長

西 牧 謙 吾

日 程

＜第1日目＞ 平成21年1月21日(水) (カルチャー棟 大ホール)							
	12:00	13:00	13:15	13:45	15:00	15:15	17:00
	受付	開 会	行政説明	講 演	休 憩	シンポジウム	
＜第2日目＞ 平成21年1月22日(木) (カルチャー棟 大ホール、小ホール、他)							
9:30	10:00	12:00	13:00	16:00			
受付	全体会 事例紹介	休 憩 ポ ス タ ー 展 示	第1分科会 第2分科会 第3分科会				

※ ポスター展示は、2日目10:00より行っておりますので自由にご覧ください。

プ ロ グ ラ ム

1月21日

< 13:15 ~ 13:45 >

[行政説明]

小・中学校学習指導要領における特別支援教育

講師 永山 裕二 氏 (文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長)

< 13:45 ~ 15:00 >

[基調講演]

通常の学校における特別支援教育

— 学習指導要領改訂の意図するもの —

講師 大南 英明 氏 (国立特別支援教育総合研究所監事・放送大学客員教授)

< 15:15 ~ 17:00 >

[シンポジウム]

通常の学校での特別支援教育の展開、それを支えるもの

シンポジスト

長谷川 清 氏 (新潟県柏崎市立日吉小学校長)

傳田 伸剛 氏 (長野市教育委員会学校教育課指導主事)

阿部 正三 氏 (徳島県立国府養護学校長)

司会：田中 良広 (国立特別支援教育総合研究所)

1月22日

< 10:00 ~ 12:00 >

[事例紹介]

報告者

春日 伸枝 氏 (大阪府高槻市立五領小学校 教諭)

小杉 真一郎 氏 (福井県福井市社北小学校 教諭)

高橋 広行 氏 (京都府宇治市立岡屋小学校 教頭)

< 13:00 ~ 16:00 >

[分科会]

第1分科会

通常の学級における「個別の指導計画」の作成と活用
— 教師間の連携のツールとして —

話題提供者

春日 伸枝 氏 (大阪府高槻市立五領小学校 教諭)
佐世 かず子 氏 (大阪府高槻市立五領小学校 校長)
楠原 薫 氏 (兵庫県神戸市立井吹東小学校 教諭)
唐川 和江 氏 (岡山県岡山市立京山中学校 教諭)

司会：廣瀬 由美子 (国立特別支援教育総合研究所)

第2分科会

特別支援学級等の教育課程
— 自立活動の視点から —

話題提供者

小杉 真一郎 氏 (福井県福井市社北小学校 教諭)
穴戸 秀明 氏 (宮城県仙台市立第二中学校東北大学病院分校 教諭)

司会：滝川 国芳 (国立特別支援教育総合研究所)

第3分科会

小・中学校等の特別支援教育を支える
特別支援学校のセンター的機能の活用とそのための取組

話題提供者

高橋 広行 氏 (京都府宇治市立岡屋小学校 教頭)
小松 美恵子 氏 (京都府宇治市教育委員会教育指導課 学校教育指導主事)
今泉 祥子 氏 (京都府立桃山養護学校 教諭)
澤田 均 氏 (京都府教育庁指導部特別支援教育課 総括指導主事兼副課長)

指定討論者

宮崎 英憲 氏 (東洋大学文学部 教授)

司会：松村 勤由 (国立特別支援教育総合研究所)

[ポスター展示]

10:00 ~ 13:00

国立特別支援教育総合研究所で実施した平成19年度終了研究の成果を、ポスターで紹介します。

小・中学校学習指導要領における特別支援教育

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長 永山裕二

1. 幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の中の特別支援教育

2. 教育施策とその進捗状況

3. 今後進めていかなければならないポイント

通常の学校における特別支援教育
— 学習指導要領改訂の意図するもの —

国立特別支援教育総合研究所 監事

放送大学 客員教授 大南英明

I. 中央教育審議会教育課程部会特別支援教育専門部会における審議の経緯

II. 今回の学習指導要領改訂の意図するもの

1. 学習指導要領改訂の基本方針

- ① 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ『生きる力』を育成すること
- ② 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること
- ③ 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること

2. 幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領における規定

例 小学校学習指導要領 第1章総則 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項
2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

- (7) 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。
- (12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

3. 小学校学習指導要領解説 総則編等における特別支援教育に係る内容

例 小学校学習指導要領解説 総則編

(1) 教育課程編成の特例

- ① 特別支援学級の場合
- ② 通級による指導の場合

(2) 教育課程実施上の配慮事項

7 障害のある児童の指導（第1章第4の2（7））

- ・通常の学級における指導
- ・個別の指導計画
- ・個別の教育支援計画

12 家庭や地域社会との連携及び学校相互の連携や交流（第1章第4の2（12））

- ・交流及び共同学習

学校教育法

第72条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第74条 特別支援学校においては、第72条の目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児児童及び生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第81条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 1 知的障害者
- 2 肢体不自由者
- 3 身体虚弱者
- 4 弱視者
- 5 難聴者
- 6 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

シンポジウム

<テーマ>

通常の学校での特別支援教育の展開、それを支えるもの

<趣旨>

小学校及び中学校の学習指導要領に規定された特別支援教育を通常の学校の中に確実に定着させるためにはどうしたら良いのか。

通常の学校での校内体制作りや教員の共通認識を図るための方策等、学校長としてどのようなビジョンを持ち、どのようにそれを具体化していくのか。また、今回の学習指導要領にあるように、それを特別支援学校のセンター的機能が支えていく、いや、特別支援学校が支えていくというよりも、共に手を携えて子どもたちを支援していく。そのためには特別支援学校は何をなすべきか。さらには、それらを円滑に機能させていくには、地域の連携協議会や研修会、加配教員や支援員等のマネジメント等、全体を支える教育行政の役割や工夫もあろう。

このシンポジウムでは、通常の学校、特別支援学校、教育行政というそれぞれの立場から、大いに語って頂く。

学習指導要領の改訂と日吉小学校における特別支援教育の推進

新潟県柏崎市立日吉小学校 校長 長谷川 清

1 学校教育法並びに学習指導要領の改訂による特別支援教育推進の受け止め

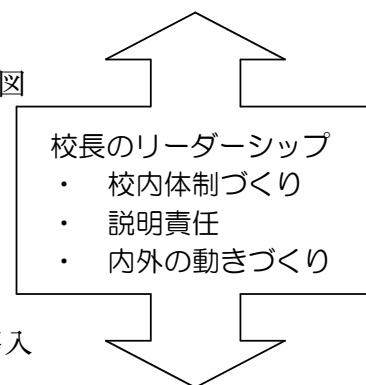
- ① 新しいことの導入ではなく、学校現場で抱えていた課題解決のために整備されたシステムや考え方
- ② 特別な場における教育から、どの学校の誰でもが担うべき教育活動への転換
- ③ 学校内外の資源、職員同士の関係を結び協働することで推進
- ④ 指導要領総則 教育課程編成の一般方針 1, 2, 3 全体への位置づけ
特に、第4の2の12項目(6)(7)(12)への注目

2 特別支援教育の学校の教育活動全体への位置づけ

- ① 重層的な教育活動として推進すべきもの
 - ・ ユニバーサルなアプローチとパーソナルなアプローチ
 - ・ 人権教育～生徒指導～学習活動と特別支援教育
- ② 子ども一人一人の教育的ニーズに応じ、可能性を最大限に伸ばす教育は、全ての子どもにおいて大切にしたい教育の原点
- ③ 学校課題(学力問題、いじめや不登校などの諸問題)の解決と特別支援教育

3 日吉小学校の学校運営と特別支援教育の具体化

- ① グランドデザインに図示
 - ・ 学校運営の中核に特別支援教育を位置づける
- ② 校務分掌図への位置づけ
 - ・ 協働性を発揮し、そして組織的な動きを生み出す分掌図
 - ・ 校内委員会やコーディネーターの位置づけ
- ③ 校内委員会と学校内外のリソース
 - ・ 校内での推進体制
 - ・ 学校内外の資源とネットワークづくり
- ④ 学習支援室「陽だまり」の運営
 - ・ 特別支援学級の弾力的運用として「支援教室型」の導入
- ⑤ 個別指導計画の作成、活用、管理
 - ・ P D C Aのサイクルを大切にし、実践を通して内容を充実させていく
 - ・ 外部機関との連携を深め、内容の改善充実を図る
- ⑥ 校内研修
 - ・ 授業研究を通して、具体的な支援の在り方を研修
 - ・ ユニバーサルデザイン化を相互に発見し合う研修



4 成果と課題

- 職員や保護者の「学校が変わった」ことへの実感と特別支援教育の手応え
- 幼保、小中高の連携とスムーズな接続を図る個別の教育支援計画の遅れ
- 特別支援教育の専門性と教科指導などの専門性の協働により教育的ニーズへの対応を

特別支援教育全体計画

教育目標
学び合い 助け合い ともに高く

年度の重点目標	一人一人が輝く 仲間づくり
---------	---------------

特別支援教育の目標
<ul style="list-style-type: none"> 全ての教育活動の展開に当たり、特別支援教育の視点とするユニバーサルなアプローチと個に応じたアプローチの両面を常に意識し、一人一人が意欲的に活動に取り組み、互いに認め合う仲間づくりに努める。 特別な支援を要する児童に指導に当たっては、観察、諸検査、保護者の要望など多面的な実態調査に基づく教育的ニーズを把握し、個々の目標達成や課題解決に向け、集団の中での個別の配慮や支援、また個別の指導をそれぞれの個別指導計画に応じて行う。

具体的な取組	
特別支援教室	通常学級
<ul style="list-style-type: none"> 児童の発達や困難の状況を把握し、個に応じた教育内容を設定する。 生活につながる体験活動などを取り入れた授業を工夫し、学習意欲や理解が高まるようにする。 所属学級や他の学級との交流及び共同学習、他校、地域との交流活動を通して社会性を育てる。 家庭と連携しながら、基本的な生活習慣の定着を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> どの子にも、分かりやすく、動きやすく安心して学べる教育環境づくり、授業づくりに努める。 特別な教育的支援を要する児童の実態を把握し、適切な支援、指導を行う。 (スクリーニングテスト、発達検査、観察など) 楽しい学級を作るために互いのよさを学びあい、協力しあって学ぼうとする態度を育てる。 言語、難聴、情緒など通級指導教室と連絡を取り合い、連携した支援を行う。

特別支援教育校内委員会
<ul style="list-style-type: none"> 生活や学習に「困り感」をもっている児童について、実態把握に要する調査・検討を行い、教育的ニーズをとらえ、個別の配慮、支援や指導のあり方、及び適正就学の在り方を協議し、方針を決定する。 特別な支援を必要とする児童について校内の支援体制および校外の専門機関と連携した取組について体制づくりと日々の活動推進、その他特別支援教育に関する理解を深めるための研修を行う。

特別支援教育コーディネーター（特支担当、教頭、教務主任）

<p>学習支援室「陽だまり」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 所属学級との連携による特別支援学級の弾力的運営 安心して学び、活動できる教室づくりの工夫 個別の指導計画による指導と評価そして改善 学級担任と連携した通常級在籍児童への個別支援や指導の推進 保護者に対する教育相談の実施 	<p>相互理解</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権教育の推進 学年、学級、児童会での仲間づくり 児童相互のかかわりを深め、互いのよさや困り感などを理解し合う関係づくりの促進 全校朝会、保護者会での場の設定 	<p>研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育の考え方及び制度、発達障害、ダウン症など障害の理解と指導方法の研修 教育活動、教育環境のユニバーサルデザイン化の実践的研修 	<p>連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎市教育センター スクールサポート巡回相談 通級指導教室 はまなす養護学校 柏崎市元気館 医療機関 各保護者の会 カウンセラーなど 幼保、中学校
---	--	--	---

特別な支援を必要としている児童生徒への支援を実現するために
－ 特別支援教室（仮称）構想に関する研究を通して －

長野市教育委員会学校教育課 指導主事 傳田伸剛

1 特別支援教育「さんさんプラン」の推進

- (1) フットワーク、チームワーク、ネットワークで
 - ① 特別支援学級用「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」

 - ② 通常の学級用「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」

- (2) 内容、人、場所を
 - ① 指導・支援内容の決めだし

 - ② 教師間の連携
 - ・ 交流及び共同学習

 - ・ 共同的指導

 - ・ 合同学習

- (3) 専門性に係る思い
 - ① 二つの視点
 - ・ 割り切らない

 - ・ 不都合を活かす

2 教職員研修会の充実

- (1) 管理職研修
 - ① 校内支援体制における悩み

- (2) 特別支援学級担任研修
 - ① 「ニーズ」を考える

- (3) 通常の学級担任等研修

- (4) 校内教員研修のあり方
 - ① 実践的研修を

3 学校現場の主体性を確保する体制

- (1) 特別支援教育コーディネーター連絡会
 - ① 研修会

 - ② 中学校区別情報交換会
- (2) 特別支援教育担任者会（含む 通級指導教室担当者）
 - ① 実践発表

 - ② ブロック別学習会

4 関係機関との連携

- (1) 特別支援学校
 - ① 特別支援学校教育相談担当者との情報交換会等
- (2) 福祉関係
 - ① 福祉ネットこども部会等
- (3) 医療関係
 - ① 子どもの心事例検討会

5 特別支援教育支援員の配置

- (1) 配置基準
- (2) ささやかな弾力的運用
- (3) 支援員研修会
- (4) 支援員の業務とは

小・中学校等での特別支援教育の定着を目指すセンター的機能

徳島県立国府養護学校 校長 阿部正三

I はじめに

学校教育法改正を機に、「相談・研修」機能に加えて、中学校においてティームティーチングの形で授業を行う「指導」機能による新たな試みを伴ったセンター的機能の拡充を図った。現有教員だけで、本校の教育の質の低下を招かないで、その上に地域の小・中学校等への支援の充実を図るためには、効果的な学校運営がどうしても必要となる。そこで、センター的機能に割く時間を創り出すこと、本校の教員の専門性の維持・向上にも寄与すること、さらに地域の小・中学校等での特別支援教育の定着を目指すセンター的機能の在り方を模索してきた。

II センター的機能を果たす上での課題

1 特別支援学校での課題

(1) 専門性の維持・向上をいかに図るか

本校は、自閉症児が半数以上在籍する学校である。自閉症の特性に合わせて、「構造化」のアイデアや応用行動分析に基づいた指導を地道に実践することで、成果をあげてきた。しかし、毎年約3割の異動がある本校においては、専門性の向上はおろか、積み上げてきた専門性を維持するだけでも困難な状況にある。特に、一人一人の実態を的確に把握した上で、指導目標を設定して、その目標達成に向けて有効な手だてを講ずるためには、「個別の指導計画」を作成できる力が求められる。

(2) 人材と時間をいかに生み出すか

センター的機能を果たす専任または加配の教員を配置することができない本校において、3人の巡回相談員の活動時間4.5日分（授業の削減時間20時間）を、他の教員が補う必要がある。また、知的障害や広汎性発達障害については、本校が得意とする分野であるが、その他の障害のある児童生徒の教育に関して、適切な助言や指導ができる教員がいるわけではない。まさに人材と時間を生み出すことが大きな課題である。

2 通常の学校での課題

(1) 学校全体への浸透をいかに図るか

一人一人の教育的ニーズに応じた教育の定着を目指しての特別支援学校のセンター的機能であり、教育委員会が実施する推進事業であるが、小・中学校への支援員の配置、コーディネータの活躍、特別支援学校や県の巡回相談員による効果的な相談や指導の進展など、支援体制の形が整うにつれ、教員が一丸となって授業の改善に取り組む学校とコーディネータ等にまかせてしまう学校との格差が広がりつつある。

(2) 「支援」から「協働」関係をいかに図るか

昨年度、地域にある小規模な中学校において、本校の巡回相談員が週2日終日勤務する形で、中学校の教員とともに特別の支援を必要とする生徒の支援にあたった。その貴重な経験から、特別支援学校が中学校の教員に教える、つまり「支援」という上

下の関係ではなく、双方の学校が得意とする分野から学び合って、ともに考え、ともに力を出し合う、いわば「協働」関係が大切であることを教えられた。小・中学校等にとっては、特別支援学校をはじめ、様々な地域の資源を上手に活用して、自分たちの力で支援する力をつけていかねば、特別支援教育は定着しないことを痛感した。

Ⅲ 本校の特徴的なセンター的機能

一人一人の教育的ニーズに応じた個別の指導計画の作成によるきめ細かな支援が求められている中、専門性の向上と情報の共有による省力化を図りつつ、併せて小・中学校等の教員にも手助けになると思われる本校独自の取り組みを紹介する。

1 「専門性マトリックス」による研究・研修システムの活用

知的障害教育校の教員として必要とされる専門性を明らかにするために、職務分析等の手法を用い、学校の機能と役割を知識・技能・態度リストとして 183 項目にまとめたものが「専門性マトリックス」である。校内 LAN ですべての教員が、このリストについて自己評価をする。自己評価が低く、自分にも他の教員にも研修の必要性の高い数値を示した項目について、優先的に研究・研修を行うシステムである。

小・中学校等においても、このシステムで示された項目を参考にして、必要とされる専門性を洗い出し、データで客観的に示された自分たちが必要とする分野についての研修を計画的に実践すると、専門性向上につながるものと考えている。

2 「個別の指導計画支援ツール」の活用

視覚優位の自閉症児が多い中、視覚的構造化の工夫がなされている教材を集めた「教材データベース」や過去に作成した個別の指導計画における指導目標や指導の手だてを掲載した「個別の指導目標データベース」があれば、初めて自閉症教育に携わる教員にとっても大いに参考になるとともに、教材や個別の指導計画を作成する上においても時間が大幅に短縮できると考え、「個別の指導計画支援ツール」の開発を行った。これらの情報を検索することにより、教材に関してのヒントや類似ケースの個別の指導計画のひな形が即座に得られ、それを自分が担当している児童生徒の実態に応じた教材や指導計画に比較的簡単に変更できるという便利な支援ツールである。

「教材データベース」は約 1,500 件、「個別の指導目標データベース」は約 2,000 件を超えるデータが蓄積され、本校のホームページ上に公開されている。本校教員だけではなく、関心があり熱意のある教員であれば、どこからでも自由に検索できるシステムとなっている。今回の小・中学校の学習指導要領の改訂に盛り込まれている「個別の指導計画」を作成する上で、本校が開発した「個別の指導計画支援ツール」は、地域の小・中学校等においても有効なツールになるものと期待している。

Ⅳ おわりに

特別支援学校のセンター的機能として、要請のある限り、今後も小・中学校等への巡回相談・指導、校内研修への講師派遣や教材・教室環境などの情報提供等に持てる力を発揮していくが、双方の学校の教員が、まずは受け持つ児童生徒一人一人の学習上や行動上のつまづきを深く理解し、「わかる授業」づくりに真摯に取り組むことが、取りも直さず特別支援教育の定着につながるのではないかと考えている。

事 例 紹 介

今回の小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領改訂では、通常の学級における障害のある子どもに対する「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成、特別支援学校から小・中学校等への支援、いわゆる「センター的機能」をいかに活用して小・中学校等において特別支援教育を進めていくかが重要となる。さらには、特別支援学級や通級による指導にかかる特別の教育課程の編成に当たっては、特別支援学校学習指導要領に定める事項を取り入れた教育課程を編成できることから、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」の理念や内容についてもおさえておく必要がある。

そこで、これら三つをキーワードとした先行事例の紹介を行い、全体的な共通認識を図り、その後の事例紹介者を含めた各分科会に繋げていく。

個のニーズに応じた支援・指導を実現するために ー 支援の連携ツールとしての「個別の指導計画」ー

高槻市立五領小学校 教諭 春日伸枝

1. はじめに

高槻市立五領小学校は、大阪府の北東部、校区の南に淀川が流れている。全校生徒 400 名余りの中規模校である。通常の学級 14 学級、特別支援学級は、情緒障害学級 2 学級、知的障害学級 1 学級、難聴学級 1 学級で、入級児童 20 名である。特別支援学級の担任 4 名はコーディネーターに指名され、校内委員会を機能的に進めている。

本校は、平成 17 年度から 19 年度の 3 年間、文部科学省の「特別支援教育」研究開発学校の委嘱を受け、研究に取り組んできた。研究開発課題は、「通常の学級に在籍する LD 等の児童を含めて障害のある児童のための教育課程の編成及び弾力的な指導方法・指導体制のあり方についての研究」である。その具現化のために、「特別支援教室構想」を試行してみた。本校の特別支援教室は、特別支援学級の弾力的運用によって、運営している。

「特別支援教室構想」では、すべての特別な教育的ニーズのある児童は、通常の学級に生活の基盤がある。そのため、通常の学級におけるすべての児童の指導のあり方と「個別の指導計画」に基づく個に焦点を当てた支援・指導とは、両輪の関係と考えている。

2. 通常の学級で大切にしていること

① 土台には学級集団づくりがある。

特別な教育的ニーズのある児童も含めてすべての児童が、安心して過ごせる学級集団作りが不可欠である。「教員が子どもとつながる。」「子どもと子どもをつなぐ。」という視点で、一人ひとりの違いを丸ごと受け止め、お互いに認め合い、どの子にとっても居心地のよい学級集団づくりをめざしている。

② 特別支援教育の視点で授業づくりを行う。

学習環境の整備と共に、一斉授業そのものを特別支援教育の視点で見直した。学級にどのようなつまづきをもった児童がいて、その児童の認知特性から、どのような配慮・支援を含めながら授業を進めていけばよいか。また、「交流及び共同学習」を充実させるためには、指導内容・指導方法にどのような工夫が必要かと研究を進めている。

3. 「特別な指導」と支援レベル

「特別な指導」とは、特別な教育的ニーズのある児童の「個別の指導計画」に基づいて編成されるもので、一人ひとりのニーズに応じた教育目標、教育内容を実現するものであると考えている。

本校では、通常の学級における特別な教育的ニーズのある児童について、次のような支援レベルを設定した。

支援レベル A・・・通常の学級在籍児童で、通常の学級担任等の配慮で支援が行われる児童である。

支援レベル B・・・通常の学級在籍児童で、特別支援教室を利用している。

通常の学級や特別支援教室の指導において「特別な指導」が少ない児童である。

支援レベル C・・・特別支援学級在籍で、特別支援教室を多く利用している。通常の学級や特別支援教室の指導において、「特別な指導」が多い児童である。

4. 「個別の指導計画」の作成

① 支援レベル A の場合

通常の学級担任がつまづきに気づくことから始まる。作成会議は、通常の学級担任と学年担当のコーディネーターが主なメンバーである。長期目標は1年間、短期目標はおおよそ半年間としている。実態把握のための資料収集は通常の学級担任である。アセスメント表からつまづきの背景要因を見立て、指導目標の優先順位を検討していく。短期目標はできるだけ具体的で、スモールステップで、評価可能なものでなければならない。評価は、目標に対する児童の評価と、指導目標や支援方法はどうかといった視点で検討している。

② 支援レベル B・C の場合

児童のニーズに応じて、自立活動等も含む「特別な指導」が行われるので、作成会議は通常の学級担任、学年担当のコーディネーター、保護者が主なメンバーになる。長期目標は1年間、短期目標はおおよそ半年間である。実態把握のための資料は、通常の学級での様子、「特別支援教室」での様子、家庭・地域での様子と収集され、コーディネーターがまとめている。指導目標は、学校生活・家庭生活全般から検討される。社会的自立を目指し、本人・保護者のニーズを尊重しながら、優先順位を決定していく。また、支援方法・指導方法においても保護者と共有することで般化の協力が得られる。

5. 指導と評価の一体化

支援レベル B・C の児童においては、「個別の指導計画」に基づいて、通常の学級の授業の中で、「特別な指導」が行われる場合がある。教科によって、単元によって、指導目標が他の児童と異なる場合が出てくる。その場合は評価の規準・基準も異なることになり、本人・保護者と確認しながら、評価規準・基準表を作成している。

6. 連携のツールとして

本校では、6年前より、中学校の教員が体育・英語・理科(今年度からは算数)を小学校の担任とともに指導を行う小中連携事業「いきいきスクール」を実施している。また、高学年では、算数の少人数分割授業や TT 授業、教科担任制の導入、低・中学年では、学年内授業交換が行われている。学級のいろいろな課題を、学級担任だけが抱え込むのではなく、複数の教員の関わりで解決していこうというねらいである。「個別の指導計画」は複数教員の共通理解が得られるという面でも、たいへん有効なツールである。

- ・何を目標に、どんな手立てで指導すればよいか明確になる。
- ・教科や単元の指導目標、評価規準・評価基準を明確にすることで、授業者は見通しをもって授業を進めることができる。
- ・何が出来て、どんな課題が残っているのか、有効な支援、有効でなかった支援を伝達することで、支援・指導の一貫性が得られる。

小学校の校内支援体制と自立活動等への取り組みについて

ー 学校全体でどのように支援していくのか ー

福井県福井市社北小学校 教諭 小杉真一郎

1. 校内支援のパターン～特別支援学級が設置されている小学校の例から

- (1) 特別支援学級における在籍児童への支援
- (2) 通常学級における特別支援学級籍の児童への支援（交流授業）
- (3) 特別支援学級における通常学級籍児童への支援（通級による支援）

特別支援学級児童の交流及び共同学習の時間割と通常学級の児童の通級時間割
特別支援学級担任や他の教職員の出入りの時間割によって
様々な小集団で、いろいろな活動・指導支援の時間を確保することが可能
- (4) 非常勤支援員、スクールカウンセラー、担任、特別支援学級担任による取り出し支援

支援の場を共有したり、支援指導の実際を情報交換したり、特別支援学級の担任以外が特別支援学級の授業を担当したりなどの工夫により、非常勤支援員やスクールカウンセラー等が個別の支援を担当しやすくなる。
- (5) 通常学級における支援
 - ① T-Tによる支援
 - ② 学級集団の中での個別支援
 - ③ 担任による配慮
- (5) オープンルームによる支援

月1回放課後指導。対象は、保護者を通して募集した学習面でつまづきや偏りなどがある子。国語・算数だけでなく、ソーシャルスキルなども指導。
指導プログラムは、当研究所が作った教科等のチェックリストを元にコーディネーターが作成。
指導は、児童と同じ学年担当の教員や支援員等が輪番制で行うので、実際の授業や学級での支援に還元することができる。

2. 校内体制

- (1) 児童理解会議の開催（全職員で共通理解を図る）
- (2) 校内委員会の設置（校内の特別支援教育を体制をどう構築し、展開していくか、話し合う場。校内の支援の割り振りも公平な立場で行う）

コーディネーターは3人制
（特別支援学級担任はサブに回り、主は教育相談担当の教員）
通級の児童には、読み書き・算数などの時間を通常・特学の時間割と合わせて
- (3) チーム会の開催（支援の必要な児童ごとに支援の具体策について練る場）

※（1）～（3）の役割分担をしっかりと分けて考えること。
※籍はどうあれ、児童を学校全体で見なくてはいけない子どもとして支援する。

3. 小学校における自立活動等について

(1) 特別支援学級での自立活動

① 各教科・領域の中での指導

通常学級の流れ（交流及び共同学習の授業）に沿いながらその子の得意な面を伸ばす
＝心理的な安定を図るなど

音楽（歌、器楽指導等）

図工（作品作り等）

家庭（調理、裁縫）

体育（器械運動・リレー等）

生単（時計・時間・計算・文字・社会性等）

国語（文字・読解・音読等）

算数（数概念、数の操作・計算・文章題・図形等）

その児童の得意なところを通常の学級の友達、全校の児童・教師の力で引き出す。

② 自立活動の時間＝社会性(ソーシャルスキル)、言語指導等、器楽、歌、裁縫、調理など

・みんなと一緒にする活動

・個別・小集団で行う活動

③ 柔軟な学級の運営の中で自立活動を取り入れていく

交流及び共同学習の時間に子どもの集団が変わることを利用

その時間いかに自立活動の内容を盛り込んでいくか

時間割作成と個別の指導支援計画との兼ね合いが大切

(2) 通級してくる児童の指導

① 特別支援学級の授業の中への取り込み方

② 小集団での指導

(3) 通常学級の一般の児童に対する自立活動的な指導・支援

① 普段の授業の中での指導＝担任の配慮、T T（多動傾向、肢体不自由）

② 障害の理解・他者理解の授業

③ ソーシャルスキルの授業＝道徳・学活で

④ オープンルーム

③ 通常学級の児童にQ-Uを実施（学級集団を把握した上での経営・支援を考える）

(4) 様々なニーズに合わせて特別支援学級の教育課程と個別の指導計画、自立活動の組み方を考えていく

(5) 担任との連携・校内体制作り・校外機関との連携が大切。

子どものニーズに合わせて、学校全体で支援していく。

校内の資源でまかないきれない場合は、校外機関の資源も活用する(情報収集必要)

特別支援学校のセンター的機能を活用して

京都府宇治市立岡屋小学校 教頭 高橋広行

はじめに

本校が所在する京都府宇治市では、平成15年度から市立の各小中学校において「特別な教育的支援を必要とする子ども」への支援体制の整備を開始した。

また、平成15年度は、宇治市エリアにおいて二つの「学校を支援するシステム」が同時に立ち上がった時期でもある。その一つは、京都府の「養護学校・地域等連携推進事業」である。この取り組みは、平成19年度から京都府立桃山養護学校（特別支援学校）が開設した「ももやま地域支援センター」につながるものである。もう一つは、本市が独自に立ち上げた「市特別支援教育研究委員会」である。

本校は、この二つの「学校を支援するシステム」を活用して、特別支援教育を進めてきた。ここでは、特別支援学校の「ももやま地域支援センター」（以下支援センター）に相談依頼し、連携を図ったケース及び校内の特別支援教育体制を推進する上で活用した市のシステムについて報告し、「特別支援学校のセンター的機能」の活用について考察する。

1 相談依頼ケースの概要と経過

自閉症スペクトラム障害があり、社会生活への適応に支援が必要な通常の学級に在籍する6年生児童のケースについて、次のような経過で連携を行った。

(1) 支援センター相談員と保護者との相談

保護者の教育相談申し込みを受け、現在の状況把握及び中学進学へ向け、心配な点について相談を開始する。「学校や家での様子」「本児の特性がわかるエピソード」「小学校で行っている支援体制」など多岐にわたる内容について相談を行い、アドバイスを受ける。教育相談は数回行われた。

(2) 本児との相談

保護者と本児が支援センターに行き、相談を受ける。相談員が会話やプレイをとおして、様子を把握するとともに、諸検査の結果を踏まえて総合的にアセスメントする。

(3) ケース会議

進路先の中学校と本校の関係教員で行うケース会議(拡大校内委員会)に支援センター相談員の参加を要請し(保護者と小中学校からの強い要望)、「本児の特性理解と本児のニーズは何か」を中心に、進学に向けて大切にしたいことを協議した。自閉症について専門性の高い相談員が参加したことにより、具体的に話を進めることができた。協議の中で整理できた内容は次の点である。

- ① 社会性としては、孤立型・受動型であるため、一見穏やかで協調性があるように見えるが、ストレスをためやすいタイプであることを理解する必要がある。
- ② 自立へ向けたプログラムについて3年間を見通して作成すること。その際、見通しの持ちにくさや初めてのことへの不安感や抵抗感があることを理解し、「本児ができること」「支援が必要なこと」「支援はできるが、時間をかけてでも本児自身がした方がよいと考えられること」などを整理する必要がある。
- ③ 学習面について興味のある分野では高い知識がある。日常生活場面で活用できる力となりうるための支援が必要である。そのためには、「安心できる環境(人に対してや場所に対して)」がキーポイントである。

☆このケースは、ほぼ1年間をとおして、支援センター相談員から、保護者・本児・学校が支援を受けたケースである。保護者は、教育相談時のていねいでわかりやすい相談員

のコメントやアドバイスを受け、信頼を深めていかれた。また、ケース会議において、上記のような整理ができたのは、相談員の専門的な視点でのアドバイスによるところが大きい。特性をふまえた多面的な検討は、本児がよりスムーズに入学できるための手だてを考える指標となった。中学入学後も支援センター相談員と保護者・本児・中学校は、継続して相談を行うことが可能である。

2 連携がスムーズに図れた要因について

特別支援学校が設置した「支援センター」と本校とがスムーズに連携できたのは、次の要因からであると考えられる。

- (1) 支援センターが保護者や学校から相談依頼があると迅速に対応し、相談員を速やかに派遣できる体制を構築していること
- (2) 支援センター相談員が本児の特性に応じた具体的な配慮事項について、長期的展望を含めたアドバイスができる高い専門性をもっていたこと
- (3) 支援センター相談員が自閉症について高い専門性があるだけでなく、保護者の信頼を得られる教育相談ができたこと
- (4) 本校においても、コーディネーターを中心に特別支援教育の取り組みを進めており、支援が必要な児童に対して、全教員がアセスメントできる力をつけてきていること
- (5) 校内委員会が相談員の専門的なコメントについて、その趣旨を理解できるようになってきており、有効にアドバイスを生かせる基盤ができてきたこと

3 宇治市特別支援教育推進委員会（以下市特支委）の取り組み

本校における特別支援教育の基盤は、本市が独自で立ち上げた「学校を支援するシステム」を積極的に活用して培ってきたものである。市特支委は、主に次の二つの取り組みを平成15年度から進めてきており、本年度で6年目となる。

(1) 巡回相談

発達障害の分野で専門性のある幼小中の教員(平成15年度から)及び医師、作業療法士、臨床心理士等(平成18年度から)で構成された「市専門家チーム」による巡回相談を行っている(対象は全公立幼小中学校)。巡回相談は、学校の要請を受け、専門家チーム委員が訪問し、参観・懇談をとおして、それぞれの専門の立場から子どもへの具体的な支援につながる助言等を行っている。

(2) 特別支援教育コーディネーター養成のための事例研究会

事例をとおして演習形式で実施している。コーディネーターが中心となってケース検討ができるように、校内委員会を想定した小グループで行っている。当初は、アセスメント票を使った情報整理の仕方を研修し、昨年度からは、個別の指導計画シートを使って、具体的な支援策とその手立てを検討する研修を行っている。本校コーディネーターも毎回参加している。

まとめ

本市では、平成20年度から特別支援教育に関わる支援員が全小中学校に配置された。これにより、通常の学級におけるT・Tによる指導や「個別・グループによる取り出し指導」が日常的に可能となった。本校としても、支援センターから受けたアドバイス(特別支援学校に蓄積されたノウハウ)を有効に生かして、具体的な支援策を立案できる力量をつけること及び学校全体で支援が必要な児童への支援体制の構築をさらに進めていきたいと考えている。

(参考・引用文献)

特別支援教育研究 2008.6.「小学校のニーズに応える特別支援学校のセンター的役割を考える」高橋広行

第1分科会

<テーマ>

通常の学級における「個別の指導計画」の作成と活用
－ 教師間の連携のツールとして －

<趣旨>

第1分科会は、『通常の学級における「個別の指導計画」の作成と活用－教師間の連携のツールとして－』というテーマで協議を行う。平成20年3月に告示された（新）小・中学校学習指導要領の総則において、障害のある児童生徒に対して、「第4指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項の2」に以下のような記述がある。

（7）障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

この記述が意味することは、小・中学校学習指導要領総則の解説において詳細に書かれているが、概括すると、小・中学校においても必要なら個別の指導計画を作成し、障害のある児童生徒の指導は担任教師だけが指導するのではなく、校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを指名して、学校全体の支援体制を整備するとともに、計画的・組織的に取り組むことが重要であるということである。

そこで、今後ますます、通常の学級において「個別の指導計画」を作成し活用する可能性が高まることや、通級による指導の拡大、特別支援学級在籍児童生徒における交流及び共同学習の推進により、特別な指導と通常の学級での指導の連続性を図る必要がより一層高くなることが予想される。

以上のような背景を踏まえて、第1分科会では、通常の学級担任、特別支援学級担任、学校長をシンポジストとして迎え、①個別の指導計画を作成するために必要な知識、情報、また他者等からの支援、②個別の指導計画を作成し活用することで生まれたメリット、成果、③個別の指導計画を今後普及するためにはどのようなことが課題となるか等を協議していきたいと考えている。

学校体制として取り組む「個別の指導計画」

－ 指導と評価の一体化を目指して －

高槻市立五領小学校 校長 佐世かず子

○ 校長の願い

- (1) 全ての保護者が安心して、わが子を託すことのできる学校
- (2) 全ての児童が安心して生活し、学習し、成長することのできる学校
- (3) 教職員にとって達成感の得られる学校

○ 方策

(1) 教職員の意識改革

- ① どの学級にもニーズのある児童が在籍している。
→自分の学級にもニーズのある児童が必ず在籍している。
→困り感のある児童に気づいていないのではないか。どのような様子に気づくとよいのか？
- ② 全ての教員が「個別の指導計画」を作成し、活用する能力を身につける必要がある。
→「個別の指導計画」って、何？何を書くの？何のために？どうやって？
- ③ 学校として必要に応じた「個別の指導計画」の書式を策定すると効果がある。
→個人の力量の差で、あるいは必要に対する理解の違いで作成したり、作成しなかったりというものではない。学校の責任として全員が作成できる環境を整える。
→支援レベルに応じた「個別の指導計画」書式を策定する（各学校で使いやすい書式を作成するとよい）。
- ④ 「個別の指導計画」は一人の児童に関わる全ての教職員の連携のためには欠くことのできないツールである。
→その時間の、その教科における、その児童への指導目標と評価の観点が明らかになり、授業にメリハリができる。
→「個別の指導計画」があると教員は自信を持って、指導と評価ができる。

(2) 組織づくり

① 機能する校内委員会

- コーディネーターがリーダーシップを発揮できる組織
- 組織の役割、そして、自分の役割が分かりやすく、任務を遂行しやすい組織

個別の指導計画担当・研修担当・環境整備担当・地域連携担当
→重要な事例検討・・・気づく（実態把握）力量の向上
→支援レベルに応じた書式の「個別の指導計画」

② 事例検討の場として具体的に動く学年会

→担当コーディネーターの配置
→ニーズの背景要因にもせまる実態把握を行う事例検討
→「個別の指導計画」の作成
→常に情報交換を行い、指導の充実へ向かう学年会
→保護者との連携の最前線は学級担任
→担当コーディネーターとの連携による保護者との教育相談

③ 研究体制の整備

→通常の学級における「授業づくり」と「集団づくり」
→全ての児童が「わかった」「できた」を味わえ、高まりあえる授業づくり
→全ての児童が違いをわかりあい安心して過ごすことのできる集団づくり
→背景に流れているのは「個別の指導計画」
→特別支援教育の視点を取り入れた「授業づくり」と「集団づくり」

○ 「個別の指導計画」活用で期待できること

(1) 適切な支援が学校全体で図れる

① 安定した教室（お互いの違いを認め合える集団ができる）

→児童どうしのトラブルが減る。
→病院に連れて行くケガが減る。
→落とし物が減る。

1. 学力が向上する

→分かりやすい学習環境と授業
→発展的な学習を含む「個のニーズに応じた授業」の実現

2. 保護者の学校・教職員への信頼関係が強まる

→保護者にとって、学校と共に育てる意識の高まり
→児童にとって、共に育ち、共に生きる意識の基礎の育成
→教職員にとっての自己実現

個別の指導計画を作成・活用することでみてきたこと

－ 学級担任として・コーディネーターとして －

神戸市立井吹東小学校 教諭 楠原 薫

1. はじめに

・私の略歴

・私と個別の指導計画

① まず書いてみよう（目の前の子どもをじっくり見つめ、家庭との連携を深めて）

② 通常の学級でも書いてみよう

（神戸市立学びの支援センターのサポートを受けて）

一人の子どもに目を向けて

一人の子ども（個別）への配慮が学級全体への配慮へ

個別への配慮を意識した学級経営・授業づくりへ

③ 学校全体に広めよう（学級担任の誰もが書けるように）

書くことの必要性を広めよう

子どもの見かたを共有しよう

子どもを変えるのではなく、私たちが変わろう

6年間つなげることの大切さを伝えよう

計画ではなく、実践記録として

記録から計画へ

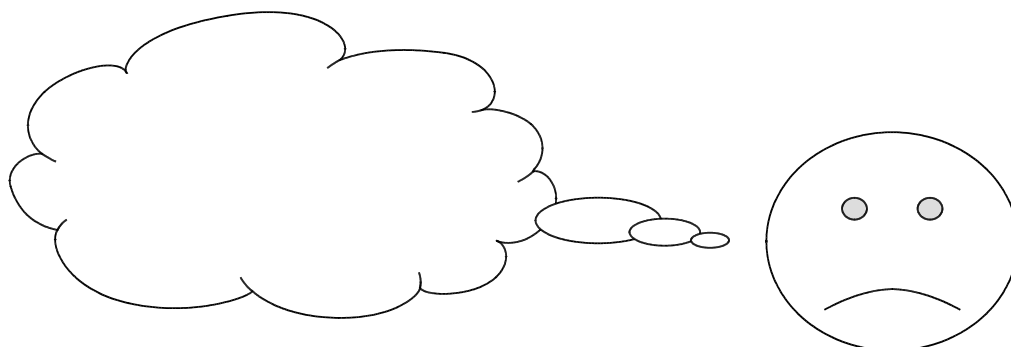
2. 校内に広めるにあたって

・誰もが書ける個別の指導計画にしよう（H18 春）

校内委員会で検討・決定・夏季研修で提案

指導計画ではなく、まずは、指導の記録の形で

提案当時の先生方の反応（H18 夏季研修から）



- ・子どもの見かたの研修をしよう（H19 夏）
「子どもの特性を見る視点（子どものわかりにくさに気づく視点とは）」
子どもにわかりやすい対応をすることは、特別の支援ではなく、教室の一人ひとりへの支援になる
- ・活用できる個別の指導計画にしよう（H20）
書いて終わりの指導計画ではなく、引き継がれていく個別の指導計画
PDCA サイクル
 - P**・・・1学期の個別懇談前に「つけたい力」を書きましょう
 - D**・・・「つけたい力を意識しながら1・2学期関わってきたことを「子どもの様子と効果的だった手立て」に書きましょう
 - C**・・・3学期末に、1年間を振り返って次の担任への引継ぎの参考になるように書きましょう（担任が自分の支援を振り返る機会にもなる）
 - A**・・・春休みに次の担任に読んでもらいましょう
先入感を与えるではなく、その子にとってより良い支援が6年間続いていくための手立て書・支援書だと考えてください
- ・本当の指導計画へ（本校の課題）

3. 個別の指導計画作成・活用の成果

学級担任として

- ・「木（個別）を見て森（学級）を見ず」ではなく、「木も森も見る」ことができるようになった（学級作りや授業作りそのもの）
- ・その場の支援だけではなく、卒業や就労時につけておきたい力の大切さを考えたり、保護者と話したりできるようになった

コーディネーターとして

- ・だれもが書ける個別の指導計画を作ることで、職員の理解が深まった
- ・自分でできるところから、具体的な手立てを実践する職員が増えてきた

4. 個別の指導計画が今後普及するための課題

- ・職員の意識改革
- ・書きやすい個別の指導計画
- ・つながりやすい個別の指導計画

「障害のある生徒一人ひとりの教育的ニーズ」に応じた教育へ

岡山県岡山市立京山中学校 教諭 唐川和江

1. はじめに

本校は、岡山駅の西北に位置し、市の中心部にありながら自然豊かな環境にも恵まれた全校生徒数約 800 人の中学校である。また、学区には大学が 3 校、高校が 3 校、小学校が 3 校あり、文教地区として古くから知られている。保護者・地域の方も教育・文化の面においても関心と熱意は高く、連携を深めながら、地域に開かれた新しい時代の特色ある学校づくりをめざしている。特別支援教育の取り組みは、平成 16 年度から特別支援コーディネーターを指名、校内委員会を設置し校内体制作りに取り組んでいる。特別支援学級の生徒数も年々増加し、平成 16 年度は知的 1 クラス（3 名）情緒 1 クラス（2 名）合計 5 名だったのが、平成 20 年度は知的 1 クラス（6 名）情緒 3 クラス（24 名）合計 30 名となった。30 名（学区外からの生徒 8 名、施設からの生徒 7 名）のうち、高機能自閉症の生徒が 16 名で、その生徒達は自力で高等学校に進学しなければならない。普通学級にも 10 名弱の診断名のある生徒が在籍している。

2. 個々のニーズ

— 本人・保護者のニーズ —

- ・できるところは、交流学級で過ごしたい。
- ・小学校からの人間関係を大切にしたい。
- ・自分の地域の中で今後も生活していきたい。
- ・高校入試に対応できる学力をつけたい。
- ・人間関係・時間割・行事等の分かりにくさに対して本人に必要な支援をしてほしい。
- ・他の生徒や保護者の理解が得られる学校であってほしい
- ・他の生徒と同じように部活動をしたい。



— 学校のめざすもの —

- ・個々のニーズにできるだけ対応できるよう支援体制を工夫していきたい。
- ・将来、社会に出て就労できる力をつけたい。
- ・周りの人から愛される人になってほしい。
- ・中学校卒業後の適切な進路を一緒に考え、保障してやりたい。
- ・安心して落ち着いた中学校生活を過ごさせたい。

3. ニーズに対応するために取り組んでいること

※学校支援ボランティアの活用

地域の方や保護者に「岡山市学校支援ボランティア」（岡山市教育委員会生涯学習部生涯学習課）に登録していただき、特技やノウハウを活かして学校園の教育活動をお手伝いしていただく制度。ボランティアなので交通費の支給や謝礼はないが、「ボランティア保険」に公費で加入（個人負担なし）している。

現在、特別支援学級に大学生 1 名、大学院生 1 名、保護者 5 名、地域の人 4 名が、（保健室支援に来ている大学生による支援 10 名が）来てくださっており、細かいグループに分かれての学習が可能になっている。

→特別支援学級は5教科（国数英理社）の学習は、習熟度別の6グループに分けて学習している。【①小学校中学年内容②小学校高学年～中1の初め③中1④中2⑤中3⑥いずれのグループにも入れない人】

→普通学級に在籍している診断のある生徒で、本人も保護者も希望がある場合には取り出しでの授業も可能である。その生徒が、特別支援学級のグループ分けの中に入ることを希望する場合には、教科の先生の授業を受けることができ、入試対応ができる。（特別支援教室としての運用）

※部活動への参加

特別支援学級の生徒（30名中10名）を含めて発達障害のある生徒も部活動に入り、他生徒と同じように、あるいは自分のできる範囲で頑張っている。そのためには、予定をわかりやすく伝えることや顧問をはじめ他生徒の理解と協力が必要で、学校全体で取り組んでいる。

4. 学校全体の質の向上のために（校内研修）

すべての教員が障害についての知識とそれぞれの生徒に対しての情報を共有し、どの生徒にも適切な対応ができるようにしておく必要がある。特に中学校は教科担任制であるため、情報交換は頻繁に行うようにしている。平成19年度・20年度は校内研修で『特別な支援を必要とする生徒も視野に入れた授業づくり』をテーマに、年間8回全職員で取り組んでいる。

5. 共通理解のためのツール

- ・入学前の教育相談
- ・アンケート「安心して中学校生活を送るために」
- ・個別の指導計画
- ・個別の教育支援計画
- ・小学校からの教育相談票
- ・適応指導教室等からの連絡票
- ・ネットワーク会議基本情報シート
- ・成績表

※以上を個別のファイルに！



6. 保護者・地域との連携

- ・公民館の取り組み「ホットスペース放課後」
- ・プレジョブの会「チューリップの会」
- ・学校支援ボランティア
- ・児童委員
- ・民生委員
- ・子ども相談主事
- ・ネットワーク会議のメンバー

7. 課題

- ・中学校卒業後の進路に関すること
- ・高等学校の受け入れの問題
- ・学校全体の構造化
- ・時間割変更等への配慮
- ・各教科からの課題の出し方・配布物・提出物等の処理
- ・不登校傾向にある生徒への連絡や対策
- ・家庭への支援が必要な場合の対応方法
- ・障害だけではなく、強迫神経症等を併発している場合の対応と連携

※この研究には福武教育文化振興財団の教育研究助成をいただいています。

<テーマ>

特別支援学級等の教育課程 — 自立活動の視点から —

<趣旨>

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程における特別支援学級では、特に必要がある場合に特別の教育課程によって教育できることが、学校教育法施行規則第 138 条に規定されている。また、通常の学級に在籍する児童生徒のうち、障害に応じて特別の指導を行う必要があるものについても、特別の教育課程によって教育できることが、学校教育法施行規則第 140 条に規定されている。この特別の教育課程の基準として、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にすることとなる。このことによって、特別支援学級や通級による指導に係る特別の教育課程において、自立活動の領域等を取り扱うことができるのである。

現在改訂作業が進められている特別支援学校小学部・中学部学習指導要領では、自立活動の区分として、現行の「健康の保持」、「心理的な安定」、「環境の把握」、「身体の動き」、「コミュニケーション」に加えて、新たに「人間関係の形成(仮称)」が盛り込まれることとなる。

そこで、第 2 分科会では、「特別支援学級等の教育課程—自立活動の視点から—」というテーマのもと、特別支援学級、通級による指導に係る教育課程を編成しそして日々の授業を行う際に、自立活動の目的や内容をどのように取り入れることができるか、また自立活動の視点を取り入れた取り組みの方策や課題について協議を行う。さらには、自立活動をキーワードとして、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒へのアプローチ、小学校・中学校の新学習指導要領総則に明記された交流及び共同学習のあり方について検討していきたい。

以上のことから第 2 分科会では、小学校特別支援学級担任、中学校特別支援学級担任に学校や地域での学校教育活動について話題提供をいただく。そして、ご参会の方々とともにディスカッションを行いながら、特別支援学級、通級による指導の教育課程のあり方を中心に協議していきたいと考えている。

自立活動の視点を取り入れた音楽教育の実践

仙台市立第二中学校東北大学病院分校 教諭 宍戸秀明

1. 音楽科の教育と自立活動の関連

学習指導要領では、音楽科の目標に「表現及び鑑賞の活動を通して」とある。このことは音楽学習の前提条件として「活動」があることを意味しており、指導に当たっては活動を通じた内容となるよう工夫が必要である。しかしながら、特別支援教育には音楽実技を伴う活動を行う上で数々の制約が存在する。児童生徒個々の障害の状態に加えて、学習集団の構成、学習環境の制約などがあげられる。

一方、盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領では、教科指導を行うにあたり、教材・教具の工夫や補助用具、補助的手段を用いて指導効果を高めるための工夫が要求されており、ここに自立活動の視点が存在する。自立活動の指導は「時間の指導」のみによるものではなく、学校教育全体を通して行われるべきものであることから、音楽科の指導においても、障害によって生じるつまづきや困難を軽減しようとしたり、つまづきや困難の解消のために努めることができるよう支援が必要となる。

このことは特別支援学級の児童生徒が通常学級との交流学习をする場合においては、より重要であり個々に応じた支援が必要であると考えられる。ならば、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対してはどうであろう。通常学級には自立活動の教育課程はないが、特別な支援を必要とする児童生徒に対しては、特別支援学級在籍の児童生徒同様に、障害によって生じるつまづきや困難を軽減しようとしたり、つまづきや困難の解消のために努力できるよう支援が必要であるから、やはりここに自立活動の視点が必要になると思われる。

2. 自立活動の視点を取り入れた音楽学習

音楽科における、主に「表現」分野の学習について、特別支援学級の授業や、通常学級との交流学习、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対する実践例を、配慮事項に類別して実践授業の録音や実物教材を使って次に紹介する。児童生徒が種々のつまづきや困難の中でも体を動かさず欲求に応じる活動を提供しながら、音や音楽への興味・関心を高め、音楽によって生活を明るく豊かなものにし、潤いのある生活を送る事を目的に体感的に学習させたい。

(1) 身体活動の制限への配慮

① 代替楽器の工夫

ア 電子楽器の活用

様々な楽器型のMIDIコントローラーが市販されており、どれか一つのタイプを扱うことができれば、サンプリングによるリアルな電子音により様々な楽器の音を自由に奏でることが可能である。

イ 小型軽量楽器

アルトリコーダーの代わりにソプラニーノリコーダー、指穴のないスライドリコーダー、鍵盤リコーダーを活用するなど、重さや大きさを扱いやすくする。

ウ 紙楽器等

カズーやストロー笛など、簡単に工作できる紙楽器等を使って楽器の疑似体験を行う。

② 電子機器の活用

ア ミュージックシーケンサー

デジタルデータから音楽表現の要素を知り表現力を培う。

イ MIDIデータの活用

伴奏のテンポや調性を自在に変化させて、表現を合わせやすくする。

ウ デジタル音源の利用

CDコントロールプレーヤー等の機器により、テンポや調性を自在に変化させて合わせやすくする。

(2) 学習環境への配慮

① 複式学級や病室等における周囲への配慮

ア 小型の携帯型視聴覚機材

デジタルオーディオプレーヤーや携帯電話を利用した鑑賞

イ 二股ヘッドフォンアダプタの活用

二股のヘッドフォンアダプタを複数組み合わせることで、周囲を気にせず複数人が同時に鑑賞できる。

② 大型機材持ち込みの困難な環境

ア デジタル楽器の活用

デジタルドラムでドラムセット演奏を疑似体験等ができる。

(3) 経験の不足や偏りへの配慮

① 視聴覚機器の活用

ポータブルDVDプレーヤーやインターネット等を活用して疑似体験したり、知識を得ることができる。

(4) 集団構成の制約への配慮

① 少人数集団や院内学級のベッドサイド学習、訪問教育等への配慮

ア 多重録音やマルチトラック録音の活用

一人でも重唱や重奏を楽しむことができる。

イ ミュージックシーケンサーやデジタルデータの活用

一人でも大合奏を楽しむことができる。

ウ 創作の指導

歌の創作で心理開放ができる。

エ 合唱への参加

全校行事等大人数の合唱への参加による合唱体験ができる。

② 個々に活動制限内容の異なる集団や通常学級との交流学习における能力差への配慮

ア 分担奏

意図的に能力に応じたパートを振り分け、達成感を味わわせる事ができる。

③ 欠席の多い児童生徒や院内学級における短期頻回入退院への配慮

ア アドリブ合奏

フリージャズ風アドリブ技法を用い、合わせなくとも合い、今日初めてでも合奏に参加できる。

イ カノンやオスティナート等、繰り返しの導入

繰り返しの多い曲を用いて、少ない練習回数でも合奏に参加が可能になる。

(5) 重症児の活動への配慮

① 運動・動作・反射の利用

ア 創作（「偶然性の音楽」理論を用いた作曲）

イ 演奏（ハンドベル、ギター、オルゴール）

② 感覚機能を活かした活動

ア 生演奏の鑑賞

イ 各種スイッチの活用

<参考文献>

文部科学省「学習指導要領」

文部科学省「病弱教育の手引き～教科指導編～」

国立特別支援教育総合研究所「自立活動ガイドブック」

<テーマ>

小・中学校の特別支援教育を支える特別支援学校のセンター的機能の活用とそのための取組

<趣旨>

小・中学校での特別支援学校のセンター的機能の活用を進めるためには、それぞれの学校が主体的に取り組むことが必要である、各学校がより円滑に活用できるようにするための市区町村の支援も重要である。

また、特別支援学校のセンター的機能の充実については、各特別支援学校の取組に加えて、地域内の各特別支援学校が連携して取り組むエリアネットワークの取組など、地域の小・中学校の特別支援教育を支えていく仕組を構築し、取り組むことも必要であろう。

そのためには、各学校が主体的に創意工夫することが必要であるが、設置者である都道府県教育委員会の支援も重要である。

こうした観点から、小・中学校における特別支援学校のセンター的機能の活用の状況と、その活用を支える市区町村の教育委員会の取組の在り方について、また、特別支援学校のセンター的機能の取組とその充実を支えている都道府県教育委員会の取組の在り方について協議し、さらに、これらの観点を踏まえ、各小・中学校、各特別支援学校、また、都道府県教育委員会、市区町村教育委員会のそれぞれ取組やその在り方、相互の連携の在り方などについて協議したいと考えている。

分科会シンポジウムでは、まず、小・中学校における特別支援学校のセンター的機能の活用の現状と課題について話題提供と提言をいただく。次に、各小・中学校が特別支援学校のセンター的機能を活用するにあたっての市区町村教育委員会の取組について話題提供と提言をいただく。さらに、特別支援学校のセンター的機能の実践と課題について話題提供と提言をいただく。続いて、各特別支援学校のセンター的機能の充実に関わる都道府県教育委員会の取組について話題提供と提言をいただく。

これらの話題提供と提言をうけ、小・中学校の特別支援教育を支える特別支援学校のセンター的機能の活用の在り方について、各学校と行政のそれぞれの立場を踏まえ、各シンポジストとご参加の方々とともに協議を行っていききたい。

最後に、指定討論者より、分科会のテーマに関わり、今後の特別支援教育を推進するための各学校の取組や各教育委員会の役割について整理いただき、今後を展望したご提言をいただきたいと考えている。

宇治市教育委員会の取組

宇治市教育委員会教育指導課 学校教育指導主事 小松美恵子

1. 宇治市の概要

(1) 学校数・学級数・児童生徒数・教員数

平成20年5月1日現在

	学校数	学級数	児童生徒数	教員数
小学校	22	392	11238人	544人
中学校	9	145	4843人	284人
合計	31	537	16081人	828人

(2) 特別支援学級

平成20年5月1日現在

障害種別	知的	情緒	視覚	児童生徒数
小学校	20	10	1	85人
中学校	9	3	0	46人
合計	29	13	1	131人

(3) 通級指導教室

平成20年5月1日現在

	教室数	自校通級児童生徒数	他校通級児童生徒数
ことばの教室	5教室	56人	74人
ことば・きこえの教室	1教室	8人	18人
中学校通級指導教室	1教室	4人	4人
合計	7教室	68人	96人

(4) 連携可能な特別支援学校

- 京都府立桃山養護学校（知的障害）
- 京都府立南山城養護学校（知的障害・肢体不自由）
- 京都府立向日が丘養護学校（肢体不自由・知的障害）
- 京都府立城陽養護学校（病弱・肢体不自由・知的障害）
- 京都府立盲学校（視覚障害）
- 京都府立聾学校（聴覚障害）
- 京都教育大学附属特別支援学校（知的障害）

2. 宇治市特別支援教育推進委員会の取組

(1) 活動方針

宇治市における特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒一人一人の教育

的ニーズに応じた適切な指導・助言及び必要な支援を行い、加えて校（園）内の特別支援教育の支援体制の確立を推進する。

（２） 活動内容

ア 巡回相談事業

各学校の校内委員会や特別支援教育コーディネーターを支援できるシステムとして各学校及び保護者の依頼等を受けて巡回による相談を実施する。発達障害の分野で専門性のある幼稚園、小・中学校の教員及び医師、作業療法士、臨床心理士等で「専門家チーム」を組織し、必要に応じて対象となる幼児児童生徒への望ましい教育的対応について専門的な提言や助言を行っている。

イ コーディネーター育成事業

特別支援教育コーディネーターに実践的指導力を付けるためにコーディネーター会議、事例研究会を開催する。事例研究会は、事例を通して演習形式グループ討議形式等工夫して実施し、具体的な支援策とその手だてを検討する研修を行っている。

ウ 理解・啓発活動

講演会の開催、広報紙の発行を行い、教職員、保護者、地域へ特別支援教育についての理解・啓発を図る。

エ 特別支援連携協議会の開催

宇治市地域における障害のある子どものニーズに応じた教育的支援を適切に行うためのネットワークの構築として、学識経験者、医療、福祉、学校、幼稚園、保育所、関係部局による特別支援連携協議会を開催する。

3. ももやま地域支援センターとの連携

（１） 巡回教育相談支援

ア 授業参観

イ アセスメント票に基づく相談支援

ウ 保護者相談等

エ 山城北部巡回相談チームに宇治市教員も参加

オ 宇治市巡回相談事業にも参加

（２） 研修支援

ア 校内研修会への講師派遣

イ 事例研究会への参加

（３） 研修講座への参加

ア ティーチャーズトレーニング

イ 土曜講座

ウ 思春期のためのライフスキル教育

（４） 桃山養護学校宇治地域特別支援連携推進会議への参加

小・中学校をつなぐ
— 中学校卒業後の進路を視野に入れて —

京都府立桃山養護学校 教諭 今泉祥子

1. A君の相談の経過と内容

- 1) 主訴 小学校卒業に当たり進路先決定についての相談を行う。
母親は、桃山養護学校への入学希望を強くもっておられた。
- | | | | |
|-------|----|-------------|--------------------------|
| 1997年 | 2歳 | 療育施設入園 | 「発達の遅れ」「自閉症」の診断 |
| 2005年 | | 自閉症スペクトラム障害 | ADHD、LD、発達性協調運動障害と診断される。 |
| 2006年 | | WISC III実施 | |

2) 相談回数

母親との相談・面接を中心に、2007年7月から、2008年3月まで計7回の相談を行う。
それ以降、中学校入学後も2回行う。

3) 相談の特徴と内容

○母親との面接を中心に行う。

- 面談の中で母親の不安や願いを聞き取り、安心感をもってもらいながら具体的な方向や方針を提案していく。

○主治医（ももやま地域支援センターの一員）との連携・連絡を大事にして取り組む。

○本人の発達・障害・生育暦等の情報や、実際の行動観察も経て相談を実施する。
その際、評価（アセスメント）をていねいに行い、母親に説明する。

- ◇数年間の諸検査の結果、学校での学習内容、療育機関でのとりくみ内容や様子などを把握する。
- ◇特別支援学級・学校での体験学習を通して実態把握を行う。
- ◇主治医の助言を求める。

○進路決定に当たっては、母親の願いも受けとめながら、本人の課題を明らかにして、それらを母親との相談の中で一致させてきた。

母親の願い ストレスをためずに毎日登校できることが第一である。

課題

- | |
|--|
| ◇小集団の中で、コミュニケーション能力や社会性を育てる |
| ◇自立 — 「親離れ子離れ」の課題を解決するために取り組む。
自分で選択し判断する力、自己決定できる力を育てる |
| ◇学力の保障 基礎学力と応用力
興味をもっている教科などの学習を保障する。
*将来、一般高校への進学も視野に入れて考える |

○諸機関との連携・連絡を大切にする（中学校、Uji ふれあい教室等）。

○小学校・中学校・桃山養護学校3校での「関係者会議」を開催する。

本人の課題を一致させて、本人にとってよりよい方向を論議できた。

受けとめ体制等についての具体的な提案をし、それを実現する方向で論議した。

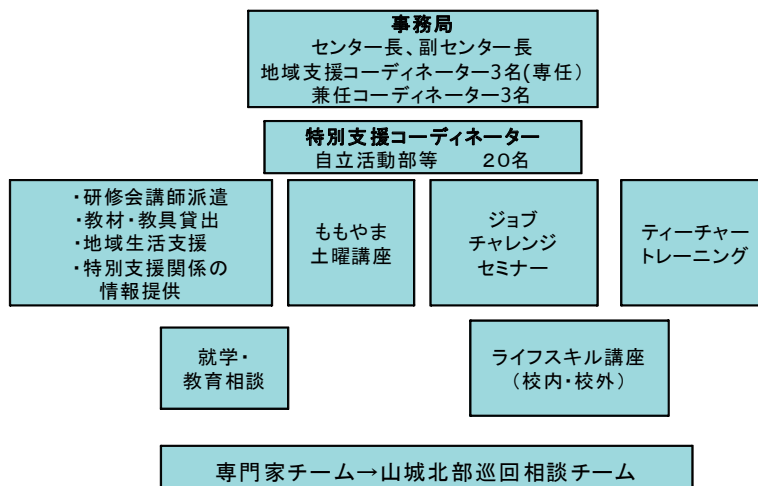
中学校卒業後の進路についての一定の議論を行った。

4) 進路決定 → 中学校特別支援学級 * 現在の様子について

2. 相談を可能にしたもの

1) 「ももやま地域支援センター」のシステム

ももやま地域支援センターの体制



支援の実際 — 幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校を対象に

2) 支援の広がり と 教訓の共有化 — 「思春期」をむかえた子どもたちの問題について

生徒 ・ 学力

- ・ コミュニケーション能力、仲間関係
- ・ 本人の自己意識・他者認識の育ち—障害特性への気づきと将来の目標設定
- ・ 自己決定できる力 — 進路の決定にあたって本人の希望や納得を大事に
- ・ 体力、生活スキル

学校

- ・ 教職員研修
- ・ 情報の学校全体での共有
- ・ 教育内容、教育方法の工夫
- ・ 通常学級の教育の充実

子どもと保護者に届く特別支援教育の推進

－ 特別支援学校のセンター的機能の充実 －

京都府教育庁指導部特別支援教育課 総括指導主事兼副課長 澤田 均

1. 文部科学省委嘱事業と京都府単独事業の連動

平成 15 年度から、京都府では、文部科学省委嘱事業「特別支援教育推進体制モデル事業」（以下、「モデル事業」という）と連動させる形で、京都府単独事業「養護学校・地域等連携推進事業」（以下、「連携推進事業」という）を実施。両事業の効果的な運用により特別支援教育を推進。

「モデル事業」は、2つの教育事務所管内を総合推進地域として指定し、「連携推進事業」は、通学制の養護学校2校を対象として事業を開始。

その後、「モデル事業」（のちの「特別支援教育体制推進事業」）は京都府全域を指定し、「連携推進事業」は、対象をすべての通学制の養護学校へと拡充。

2. 特別支援学校のセンター的機能の充実

平成 19 年度からは、「養護学校・地域等連携推進事業」は、「特別支援学校・地域等連携推進事業」と名称を変え、すべての特別支援学校を対象として事業を展開。

あわせて、特別支援学校に「地域支援センター」を開設し、専任の「地域支援コーディネーター」を1～3名配置し、センター的機能を推進。

特別支援学校の教員の専門性の向上とともに、地域の小・中学校等の校内における支援力の向上を目指す。

3. 特別支援教育コーディネーターの養成とスキルアップ

特別支援教育コーディネーターの養成講座は京都府総合教育センターにおいて実施するとともに、特別支援教育コーディネーターのスキルアップ研修については、教育事務所が教育センターと連携しながら、地域の課題に対応し、取り組む。

地域支援センターによる地域への支援

各特別支援学校に設置する地域支援センターにおいて、児童生徒の障害や発達に関する相談や、巡回相談を実施しています。

盲学校、聾学校、城陽養護学校は府内全域を対象に主に障害種別による相談を、その他のセンターでは各通学区域を対象に相談を実施しています。



[調査報告]

「特別支援学校のセンター的機能の取組」調査報告

国立特別支援教育総合研究所

本研究所で行っている研究活動の中で行った諸調査について、特別支援教育のセンター的機能の取組に関する事項について報告する。

1. 小・中学校の取組から捉えた特別支援学校のセンター的機能と活用
2. 特別支援学校の取組から捉えた小・中学校へのセンター的機能と活用
3. 市区町村教育委員会の取組から捉えた特別支援学校のセンター的機能の活用
4. 地域における相談体制と特別支援学校のセンター的機能

平成20年度
国立特別支援教育総合研究所セミナーⅠ 要項

発行者 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
平成21年1月発行
〒239-8585
神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号
電話 046-839-6803
FAX 046-839-6919（企画調整課）
6916（総務課）
6915（研修情報課）

URL <http://www.nise.go.jp/>
